

NGK International House の入居者募集要綱（抜粋）

1) 応募資格

次のすべての資格を満たしていることが必要です。

- ①「留学」の在留資格を持ち、愛知県内の大学に正規の学部生、大学院修士もしくは博士課程生として在籍する単身の私費の留学生であること。
- ②経済的理由等から住居の確保が困難であると認められること。
- ③NGK International House（以下ハウス）入居予定期間中に日本政府奨学金（国費という）または高額奨学金（国費奨学金額を目安とする）を受給しないこと。
- ④入居する月の1日現在の満年齢が35歳未満であること。
- ⑤心身ともに健康であり品行方正で学業優秀であること。
- ⑥在籍大学の指導教官または教職員が連帯保証人となること（在籍大学による機関保証でも可）。
- ⑦国民健康保険に加入していること。
- ⑧ハウス入居予定期間中に（財）日本学生支援機構の「留学生住宅総合補償」に加入していること（応募段階で未加入の場合は、入居後1ヶ月以内に入居すること）。
- ⑨ハウスの利用規則を順守すること。
- ⑩ハウス運営（防火、防犯、安全衛生、清掃等）に参加、協力すること。
- ⑪自動車を所有していない、または借用していないこと。
- ⑫日本の社会と文化および国際交流に深い関心を持っていること。
- ⑬財団が行う交流行事に参加すること。

2) 費用および入居期間

- ①費用
 - ・ 部屋代 月額 6,000 円
 - ・ 電気代、水道代、ガス代などは個室での使用分を実費負担
- ②入居期間
 - ・ 最長 2 年間
 - （上記の期間以内に卒業する場合は最短修業年限）
 - ・ 延長不可

3) 応募方法

入居を希望する人は、所定の応募書類一式を作成のうえ在籍大学の留学生担当課へ提出し、大学長の推薦を受けてください。

留学生担当課は、応募書類をとりまとめのうえ財団事務局へお申し込みください(毎年1月頃)。

・応募書類一覧

(1) 奨学金申込書	当財団指定用紙
(2) カラー写真	上半身、4 cm×3 cmを2枚 裏面に大学名、氏名を記入しうち1枚を奨学生申込書に貼る
(3) 指導教官の推薦書	応募者の学業や人物（学内における素行・風評を含む）、将来性について
(4) 誓約書	当財団指定用紙
(5) 研究計画書	当財団指定用紙
(6) 学業成績証明書	最新版
(7) 在学証明書	
(8) 健康診断書	当財団指定用紙 胸部X線撮影等は1年以内のものであれば可 尿検査、血液検査等は3ヶ月以内の診断のもの
(9) 外国人登録証明書の写し	両面をコピー
(10) 国民健康保険証の写し	
(11) 財団法人日本国際教育支援協会「留学生住宅総合補償」〈保険料等負担金確認および留学生申込控〉の写し	入居後、1ヶ月以内に提出
(12) 運転免許証の写し	運転免許証取得者のみ
(11) 緊急連絡先	当財団指定用紙

4) 選考

書類による一次選考と面接による二次選考を行います。選考の結果は大学あてに通知します（毎年3月頃）。

5) NGK International House の概要

- ①名称 NGK International House
- ②所在地 〒468-0069 名古屋市天白区表山3-150-6（周辺地図別紙）
- ③交通期間
 - ・地下鉄名城線「総合リハビリセンター」駅から徒歩10分
 - ・市バス千種15系統「八事表山」から徒歩1分
- ④入居人数 男性20名、女性20名 合計40名
- ⑤建物 鉄筋3階建て
1F／共用施設 2F／男性用個室20室他 3F／女性用個室20室他
- ⑥個室 洋室（18㎡） ベッド、机、いす、エアコン、ユニットバス、トイレ、クローゼット、冷蔵庫
※インターネット接続可（無料）
- ⑦共用施設 キッチン、ダイニングルーム、スタディールーム※インターネット接続可（無料）、ホール、ランドリー、ラウンジ、ロビー、駐輪場

⑧利用規則（抜粋）

- ・ 来訪者とハウス内で対応できる時間は 10:30～19:00 までとし、対応する場所は 1F ラウンジのみとする（2・3F への来訪者の立入は不可）。
- ・ 自動車を所有することおよび管理責任者の許可なく自動車を借用することは認めない。
- ・ 毎月、生活状況に関するレポートを管理責任者に提出し、管理責任者の面談を受けること。
- ・ 利用規則を順守しない等により、財団が「ハウスの入居者として不適當である」と判断した場合は、その入居者を退去処分とします。

6) 注意事項

- ①ハウス入居応募者は、財団の奨学金に同時に応募することはできません。
- ②個人に対して行う財団の支援は、宿舎提供または奨学金支給のいずれか 1 回限りです。
- ③ハウスへの入居決定後に、入居予定期間中における国費または高額奨学金の受給が決定した人は、入居期限を奨学金受給月度から半年後までに短縮します（機会均等のため）。

【個人情報の保護について】

応募書類に記載された内容は、個人情報として当財団で安全に管理し、入居者の選考手続き及び入居者の部屋代等引き落とし業務のほか、帰国後のフォローアップに関する業務のために使用します。また、業務に必要な範囲で当財団役員、金融機関に情報を提供しますが、その際には個人情報の保護の徹底に努めます。

以上